

札幌市青少年山の家使用承認等事務取扱要領

平成17年10月14日教育長決裁

最近改正令和4年3月7日教育長決裁

(目的)

第1条 この要領は、札幌市青少年山の家条例（平成元年条例第19号。以下「条例」という。）第4条第1項及び条例施行規則（平成元年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第2条第1号の規定に基づき、青少年山の家（以下「山の家」という。）の使用承認にかかる事務について、必要な取扱いを定めることを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条 使用を承認する団体は、山の家を設置目的である宿泊を伴う集団生活、野外活動その他の活動を通して、青少年の健全な育成を図ることを目的とする次の各号に掲げる範囲の団体及びその引率者とする。

- (1) 小・中・高等学校の児童生徒及びその引率者
 - (2) 幼稚園、保育園の園児及びその引率者
 - (3) 大学、短大及び専門学校の学生及びその引率者
 - (4) 青少年の団体及びその引率者
 - (5) 勤労青年のサークル及びその引率者
 - (6) その他青少年山の家を設置目的に適合していると認める団体
- 2 前号の団体で利用申込みができる団体の条件は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 5名以上の団体であること。
- (2) 18歳未満の者が使用する場合において、18歳以上の引率者がいること。

(利用申込受付)

第3条 青少年山の家使用申込受付は次のとおり行う。

- (1) 市の主催事業等
市の主催事業等については、前年度中の適切な時期に利用日を決定する。
 - (2) 市内の小中学校の宿泊利用
市内の小中学校の宿泊利用については、前年度中の適切な時期に抽選により申込順序を決定し、先着順に利用日を決定する。
 - (3) 市内小中学校の日帰り利用及びその他の学校団体の宿泊・日帰り利用
市内小中学校の日帰り利用及びその他の学校団体の宿泊・日帰り利用については、前年度8月1日から利用日の14日前まで先着順で申込みを受け付ける。
 - (4) その他の団体の宿泊・日帰り利用
その他の団体の宿泊・日帰り利用については、前年度10月1日から利用日の14日前まで先着順で申込みを受け付ける。
- 2 学校団体の宿泊利用については、団体の人数に応じ、1日最大3校まで受け付けることとする。
- 3 その他の団体の利用については、団体の人数に応じ、1日最大6団体まで受け付けることとする。

(受付方法)

第4条 前条により申込みを受け付けた団体から利用日の14日前までに規則第3条第1項に定める青少年山の家使用承認申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、利用日の前日までに提出させることができる。

2 前項の申請書の提出があった場合は、札幌市青少年山の家使用承認審査基準（平成7年社会教育部長決裁）及び札幌市青少年山の家使用承認処分基準に基づき内容を審査したうえ、規則第2条第2項に定める札幌市青少年山の家使用承認書（様式2。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

(使用の取消・変更)

第5条 利用団体が使用を取消し又は変更するときは、青少年山の家使用（取消・変更）申請書（要領別紙様式1。以下「取消・変更申請書」という。）を提出するものとする。

2 前項の取消・変更申請書の提出があった場合は、前条第2項に定めるところに準じ内容を審査したうえ、青少年山の家使用（取消・変更）承認書（要領別紙様式2）を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月14日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する

要領別紙様式 1

青少年山の家使用（取消・変更）申請書

平成 年 月 日

（あて先）札幌市教育委員会

住所又は所在地
氏名（団体にあつては団体名及び代表者氏名）
電話

下記のとおり青少年山の家の使用（取消・変更）したいので承認願います。

使用期間	変更前	宿 泊	年 月 日（午前10時・午後1時）から 年 月 日（午前10時・午後1時）まで （泊 日）				
		日帰り	年 月 日 時から 時まで				
	変更後	宿 泊	年 月 日（午前10時・午後1時）から 年 月 日（午前10時・午後1時）まで （泊 日）				
		日帰り	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで				
利用人数 （内 訳）	変更前	4歳未満	4歳以上 中学生以下	高校生	成人	計	
		人	人	人	人	人	
	変更後	4歳未満	4歳以上 中学生以下	高校生	成人	計	
		人	人	人	人	人	
使用料	変更前	※ 円					
	変更後	※ 円					

※印の欄は記入しないでください。

要領別紙様式 2

青少年山の家使用（取消・変更）承認書

平成 年 月 日

様

札幌市教育委員会

印

下記のとおり青少年山の家の使用（取消・変更）を承認します。

使用期間	取消	宿泊	年 月 日（午前10時・午後1時）から 年 月 日（午前10時・午後1時）まで （泊日）				
		日帰り	年 月 日 時から 時まで				
	変更後	宿泊	年 月 日（午前10時・午後1時）から 年 月 日（午前10時・午後1時）まで （泊日）				
		日帰り	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで				
利用人数 (内 訳)	取消	4歳未満	4歳以上 中学生以下	高校生	成人	計	
		人	人	人	人	人	
	変更後	4歳未満	4歳以上 中学生以下	高校生	成人	計	
		人	人	人	人	人	
使用料	取消額	※ 円					
	変更後の額	※ 円					

※印の欄は記入しないでください。